

ソーシャルケースワーク論における 福祉利用者の能力概念の検討

中 村 俊 也

目 次

要約

はじめに

1. 排除の理論としての「能力」概念
2. 制限の理論としての「能力」概念
3. 環境との関係性に基づく能力概念
4. 事例
5. 事例の分析と能力概念
6. 能力評価の視点

注

参考文献

要 約

ソーシャルケースワーク論史において、福祉利用者の「能力」を定義し、援助プログラムに反映させようとする試みがなされてきた。かつては、環境への「適応」を目的とし、そのための指標として「能力」概念が使用されてきたが、生態学的視点が導入された以降は、個人と環境の関係の新しい視点に基づき、福祉利用者の能力概念についても再定義が試みられてきている。本論では、能力概念の変遷を辿り、さらには事例を示し分析することによって能力の概念規定を検討する。そして、筆者の考える能力概念が、環境との関係において可変的であり、諸個人のウェルビーイング (well-being) を普遍

的に実現していくための視点を提供するものであること、援助過程において、環境の「応答性」を高めるような介入（intervention）の重要性を明確化するものであることを示す。

はじめに

2000年4月1日から施行された介護保険法の第1章「総則」第1条「目的」において、以下のことが謳われている。「加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護、機能訓練並びに看護および療養上の管理その他の医療を要する等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、（中略）国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」（下線は筆者による）。

介護保険法は、一連の社会福祉基礎構造改革の嚆矢をなすものであり、行政処分としての措置から、福祉利用者の自己選択・自己決定による契約への移行を明文化した点が評価されることに関しては、筆者も大卒では異論はない。しかしながら、上掲条文の下線部については、評価を保留せざるをえない。なぜなら、「能力」という言葉で表現されている内容が、極めて多義的であり、日常語として語感からくるイメージをもってして処理してしまうのは、余りにも大きな問題を内包していると、筆者は考えるからである。

換言すれば、「その有する能力」が、個人レベルでの経済的、身体的、知的、精神的などの能力なのか、あるいは、その個人が利用しうる資源のポテンシャル集合なのかが確定できない。もし、「能力」が個人レベルでの概念であるならば、「能力に応じ」た「自立」というセンテンスは、個人的属性としての「能力」という制約条件下において、可能な範囲内で「自立」を考えていくということの意味することになる。

本論は、福祉利用者の能力概念を、これまでのアメリカにおけるソーシャルケースワーク論のコンテキストにおいて再検討し、1960年を境に、大きく2つに類型化できることを示し、両概念の比較を試みることを意図している。能力概念を、社会福祉政策の評価に組み込むことが、筆者の最終的な研究テー

マであるが、このことについては、別論に委ねることとする。しかしながら、本論においても、その出発点は明らかにされるであろう。

1. 排除の理論としての「能力」概念

まず、検討の対象となるのは、福祉利用者の「能力」について規定した、H.H.パールマン (Perlman) の「問題解決アプローチ (Problem-solving Approach)」における「ワーカビリティ (workability)」概念である⁴⁾。パールマンは、「診断派 (Diagnostic school)」に代表される医学的モデルに基づく社会福祉援助観、すなわち、利用者の抱えている問題は、援助者が利用者のパーソナリティを治療することによって解決されるとする観点の修正を試みた。利用者の問題は、治療行為を通して受動的に解決されるものではなく、「機能派 (Functional school)」が主張するように、利用者自らが、援助者を活用し解決すべきであると考えたためである。その根拠として、各個人には「自己決定権」が、民主主義理念によって与えられていること、援助者の役割は、この権利が適切に用いられるよう援助することだと、パールマンは主張している。

この問題解決へ向け、援助者の提供する諸援助に対する利用者の「反応力 (responsiveness)」の知ることを目的として、パールマンは、「ワーカビリティ」という概念を提示し、以下のように述べている。「ワーカビリティ」は、利用者個人レベルにおける、

- ① 問題解決に向け、利用者自らが取り組むためのモチベーション (motivation) と「志向性 (willingness)」、
- ② 問題解決に必要な対人関係を結んでいくための「情緒的能力 (emotional capacity)」と、対人関係における「知覚能力」、および対人関係における言語を中心とする「伝達能力 (ability to convey meaning in words)」、さらに問題解決に向けた「集中力 (capacity for attention)」から構成される「知的能力 (intelligence capacity)」、
- ③ 問題解決の際に必要なとされる肉体的エネルギーとしての「身体的能力

(physical capacity)」、
からなる。

ところが、②の「能力」による評価という視点は、しばしば、古典的自由主義思想における「自己決定」の諸命題として引用される J.S.ミル (Mill) の「判断能力の原則」に見出される制約条件の継承でしかない⁽²⁾。このような視点は、主体的に問題解決を図れない、あるいは図ろうとしない人たちであると「ワーカビリティ」測定者から評価される人たちは、その「反応力」の欠如、換言すれば援助の有効性への疑問から、ケースワーク援助の対象から除外されるという結論をもたらすものとなる。

パールマンは、「ワーカビリティ」を把握することは、社会福祉援助のゴールを考察するうえで重要であると主張している。もし、利用者の問題解決に際して、「ワーカビリティ」によって可能であるとみなされる方法 (means) を考慮するのではなく、利用者が求めている目的のみを考慮し援助を展開するなら、解決不可能なケースがそのまま片づかずに残り、利用者の受付名簿の名前は長くなるであろう、とパールマンは指摘する。このような状況は、パールマン自身の表現を借りて要約するなら、「最大の福祉を最大多数の人々に与える (the provision of the greatest good to the greatest number)」ことが実現できなくなることを意味する。

パールマンの提示した援助に対する「反応力」という尺度設定の正当性は、功利主義に依拠していることは明白である。そして、一定の援助量という制約下の「最適配分」問題に、功利主義的発想を安易に適用してしまうと、「能力」を尺度とする「排除」の理論を正当化し、不平等を容認するものとなってしまいう危険性を孕んでいる。

そもそも、パールマンの「能力」概念は、個人的属性として想定されているため、その個人を取り巻く環境が、個人の能力阻害要因となっていないかどうかを問うことは等閑に付されている。「ワーカビリティ」概念を構築する際に、個人とその個人を取り巻く環境の「交互作用 (transaction)」について、パールマンは考慮していないわけではない。しかしながら、両者の関係につ

いては、伝統的な精神分析学のエゴ概念を踏襲しているために、結果的には、個人は所与の環境から影響を受け、その環境に自らのエゴ機能によって「適応 (adjustment)」していく存在であるという「相互作用 (interaction)」モデルに留まってしまっている。

2. 制限の理論としての「能力」概念

次に、ケースワークの原則を7つにまとめ明確化したF.P.バイステック (Biestek) の「自己決定 (self-determination) の尊重」の原則を検討する⁽³⁾。

バイステックは、人は自己決定を行使する先天的な「能力 (ability)」を備えているという信念に、社会福祉援助は基づくものであると主張する。バイステックは、この信念は民主主義的社会における生活が醸成したものであり、自由に決定を下すことができる環境下で、決定の結果に対する責任を引き受けるときにのみ、人間は社会的環境に「適応 (adjustment)」しながら人格を「発達 (development)」させていくと述べている。そして、ソーシャルケースワークの目的は、この「適応」の実現であると定義している。

バイステックにとって、各個人の自由な決定を原則とする自由主義は、民主主義と理念的に完全に合致するものであり、「自己決定の尊重」はケースワークの原則として語られながらも、同時に、自らが所属している社会体制理念の追認となっている。

バイステックによれば、1929年からの大不況の到来とともに、援助者と同じ社会・経済階層出身 (the same social and economic strata) の生活困窮者が出現したり、社会福祉援助サービスに対して料金を支払うことのできる利用者が現われたりするなどの新たな社会状況が、利用者の自己決定という概念の現実的な必要性をいっそう強調する結果をもたらした、という。すなわち、「自己決定の尊重」という概念は、主として一定の知的・経済的能力を前提とし、かつ、自らの決定によって援助者と契約でき、報酬を支払うことのできる人間を想定し、構築されている。

したがって、バイステックにおける自己決定という利用者の権利は、利用

者の積極的かつ建設的決定を行なう「能力 (capacity)」の程度によって、制限を加えられることになる。バイステックが主張するように、特に、児童、青少年、高齢者、あるいは発達「障害」者を援助の対象とし、利用者自身による生活設計にまかせたままでは、確実に混乱が生じると予測される場合には、ワーカーが利用者を保護するために、権威的 (authoritative) あるいは強制的 (executive) 役割を採る場合もあることになる。「能力」、とりわけ「知的能力」の差異により、利用者の「自己決定」を全面的に承認することが、かえって利用者にとって不利益をもたらす、あるいはリスクをもたらす危険性がある場合は、「自己決定の尊重」原則の適用が「制限 (limitations)」される。

バイステックも、ミルの「自己決定」の諸原則を継承しており、「能力」が十分にあると判断される人には、たとえ同様の危険性があると思われても、「制限」を受けない⁽⁴⁾。したがって、バイステックの理論構造は、「能力」の差が、「自己決定の尊重」原則の適用範囲の差を正当化するという不平等を容認したものとなっている。

バイステックの定義する援助関係とは、援助者と利用者との力動的 (dynamic) な「相互作用 (interaction)」であり、援助関係は、結局は利用者が自身と環境との間でよりよい「適応 (adjustment)」を実現する過程を援助する目的をもつものである。それゆえに、前節の「ワーカビリティ」の検討において示した問題点が、バイステックにおいても、ほとんど同様に生じていることは明白である。すなわち、「能力」概念が個人的属性として想定されていること、その個人を取り巻く環境が、個人の「能力」阻害要因となっていないかどうか問われていないこと、個人は所与の環境に「適応」していく存在であるということの3点である。

その後1960年代から、ソーシャルケースワーク論は「批判期」と呼ばれる時代を迎える。資本主義社会の底辺に追いやられていた人たち（非白人・女性・高齢者・「障害」者など）に集中していた貧困の問題や、そうした人たちの権利の主張に対して、ソーシャルケースワークの目的を既存の社会への「適

応」としか捉えてこなかった限界性が、鋭く問われていくこととなる⁽⁵⁾。社会福祉の利用者の権利を擁護・代弁するアドボカシーや、社会に利用者を「適応」させるのではなく、社会のあり方を変革していこうとするソーシャル・アクションなどがソーシャルケースワークに不可欠な機能として認識され、さらにスティグマ化されている集団に属しているために差別されていることから生じるパワー欠如状態 (powerlessness) を減らすことを目指して、利用者との一連の活動にたずさわるエンパワーメントという概念も定着してきた。と同時に、人と環境の関係、環境との関係における個人の能力概念再構築が開始される。1960年代には、「一般システム論 (general system theory)」が、ソーシャルケースワーク論に導入され、さらに、生態学も導入した「生活モデル」が1970年代に、ソーシャルケースワーク論として登場することとなる。

3. 環境との関係性に基づく能力概念

本節では、生態学的視点 (ecological perspective) に基づく「生活モデル (life model)」における能力概念を考察する。「生活モデル」は、IFSW (国際ソーシャルワーカー連盟) が2000年に採択した「New Definition of Social Work」の基調をなしており、現在のソーシャルケースワーク論の代表的なスタンダードになっている。また、2001年に WHO によって最終版として作成された「国際障害分類 2」(ICIDH-2: International Classification of Functioning, Disability and Health: Final Draft) においても、「医学モデル」から「生活モデル」へ視点に移り、障害の概念が再定義されている。

しかし、「生活モデル」についてテキスト的に概説することは、本論の趣旨ではない。これまでの論考に関係する要素のみを抽出し整理していくこととする。対象とするのは、C.B.ジャーメイン (Germain) と A.ギッターマン (Gitterman) の論考である⁽⁶⁾。

まず、「生活モデル」においては、人間の生存のために必要な資源を提供するものの総体が、環境と定義される。環境は、重層的システム構造をなして

おり、インフォーマルな人間環境を始め、フォーマルな、あるいは制度化された社会環境や、人工的・自然的な物理的な環境までも、考慮の対象となる。ただし、筆者は、環境が個人に提供する資源は、生態学的メタファーに忠実な、直接的に生存に関する領域に限定する必要はないと考えている。むしろ、個人が望ましいと思う生き方の構想を実現し、ウェルビーイングを実現するための資源を提供するものとして、環境を捉えていきたいと思っている。前者の限定的な意味における環境を「生存環境」と表現し、後者の拡張された環境を「福祉環境」と表現してはどうか。もちろん、「福祉環境」は「生存環境」を内包し、「生存環境」を基盤とするものである。

「生活モデル」は、人と環境との間に働く作用を、環境が個人に影響を与える側面を強調する静的な「相互作用」と捉える観点を採らない。このような観点においては、環境は個人にとって所与のものであり、変容を被らない。個人は、所与の環境に「適応」することによって生存が可能となる。したがって、個人に生じる問題は、個人の環境に対する「適応」が十分でないことに、主な原因があると認識されることになる。

これに対して、「生活モデル」では、人と環境との間に働く作用を、両者が相互に影響を与えあい、時系列上で両者とも変容していく動的な「交互作用」と捉える。個人に生じた問題は、個人と環境の境界面 (interface) における両者の「適合 (adaptation)」が不十分な状態から派生すると理解する。すなわち、問題発生を理解にあたっては、個人と環境の両側面から分析されなければならない。

環境が個人の生存のため必要とする資源を提供しうる状態にあるかどうかを、個人に対する環境の「応答性 (responsiveness)」という概念で表現する。環境が「応答性」に欠けたものであれば、人と環境の間の「適合」は生じない。一方、個人が環境からのストレスにさらされた際、それに対する「対処能力 (coping capacity)」が十分でない場合、やはり人と環境の「適合」は生じない。ただし、この「対処能力」が、「生活モデル」での中核的な能力概念であるが、これを個人レベルの属性と規定してしまうと、前節まで考察した

「能力」概念と大差ないものとなる。「対処能力」は、「応答」的な環境下では発揮され、非「応答」的な環境下では阻害されるという「生活モデル」の視点は、看過してはならない極めて重要なものであり、能力概念を個人と環境の関係性において規定していく視点を提供するものと、筆者は考える。このことは、第6節で詳述する。

「生活モデル」では、「対処能力」を支える下位概念として「関係性 (relatedness)」、「コンピタンス (competence)」、「自律性 (autonomy)」、「自尊感情 (self-esteem)」を挙げている。ここでは、「関係性」と「コンピタンス」についてのみ吟味する。

「関係性」は、他者などの環境との「相互依存性 (interdependence)」を認識し、「共存 (living together)」していくことを志向する感覚である。この概念は、自然環境を破壊してきた社会のあり方に対してだけでなく、分断された個人の競争に基づく社会のあり方や、「排除」の理論への明確なアンチテーゼであると筆者は考える。社会福祉のコンテクストで表現するなら、選別・隔離的発想に基づく社会福祉のあり方から、インクルージョン理念に基づく社会福祉への移行を根拠づけるものである。

「コンピタンス (competence)」は、環境に働きかけ、自己のニーズを満たすために必要な能力である。先述したように、非「応答的」で閉鎖された特殊な環境においては、この能力の獲得機会が乏しいことに留意する必要がある。環境に働きかけ、自己のニーズを満たす手段は様々であっても、制限を受けない自己の生の構想に基づいた自発的行動によって得られる社会生活体験によって修得されていくものであり、ノーマライゼーションやIL運動の理念に根拠を与えるものと、筆者は考える。

以上これまでに考察してきた能力概念を整理しておく。

パールマンにおいては、中核的能力概念はワーカビリティであり、モチベーション・志向性・情緒的能力・知的能力・身体的能力といった下位概念から構成されていた。能力を評価することは、所与の環境に対する個人の「適応」度を測定することであり、この評価によって、社会福祉援助を希望する者の、

援助の有効性に基づく、対象選別がなされる論理構造となっていた。

バイステックにおいては、中核的能力概念は自己決定能力であり、生活設計能力・情緒的適応能力・責任能力といった下位概念から構成されていた。能力を評価することは、社会福祉利用者の自己決定尊重の原則適用範囲を確定することであり、この評価によって、適応範囲外に属する社会福祉利用者の自己決定の権利が制限される論理構造となっていた。両者に共通しているのは、個人的レベルでの属性としての能力概念から出発していることである。

一方、「生活モデル」においては、中核的能力概念は、環境の個人に対する「応答性」を変数として導出される個人の環境に対する「対処能力」であり、関係性・コンピタンス・自律性・自尊感情といった下位概念から構成されている。能力を評価することは、個人と可変的で「交互作用」的な環境との間の「適合」度を測定することであり、この評価は、個人に対してだけでなく、環境に対しても行われるものであり、ソーシャルケースワークにおける、個人と環境の境界面への適合のための介入度、介入手段の特定がなされる。このモデルでは、能力概念は個人と環境の境界面の状況表現へと移行している。

次節では、筆者がソーシャルワーカーとして援助を展開した事例を通して、さらに、これまで検討した諸能力概念を比較し考察を深めていきたい。

4. 事例

以下に掲げた事例は、筆者が肢体不自由者更生施設で、ソーシャルケースワーカーとして社会的・心理的リハビリ部門で勤務していた10年前のものである。当時の状況と現在の状況とは変化しており、今日の事例ではないが、能力の問題を考える上で適切と思われるものである。

N・Oさん、男性、43歳（当時、以下同様）、妻とは死別、同居家族は高校1年生の長男と中学2年生の長女。脳血管障害による右片マヒ、短下肢装具にて自力歩行可。ほかに失名詞失語の障害があり、物の名前を想起できないため、コミュニケーションに障害がある。抗けいれん剤要服用。発症約1年後に、T病院を退院し、そのまま入所形態で上記肢体不自由者更生施設の利

用開始。

発症前は I 電業(株)にてエレベーター設置の現場技術員で、利用開始時は休職扱いとなっている。熊本市近郊の県営団地に住居していたが、発症後、子どもたちは児童養護施設で生活し、無人状態となっている。

T病院の MSW によれば、「入院当時は投げやりな態度がみられたが、徐々に明るい表情がみられるようになってきた。リハビリには促せば訓練する状態」とのこと。性格的には、無口、物静か、温厚、誠実、忍従的といった特徴が挙げられ、発症前からの性格変容はみられない。

利用開始時は、医学的リハビリ部門スタッフから、短期目標としては、入院中に低下した体力・持久力の向上、長期目標としては、身体障害者授産施設の利用が適当と思われるという評価。職業的リハ部門スタッフからは、モチベーションの不足によって訓練できないという評価。社会的リハ部門スタッフである筆者からは、モチベーションの不足は、性格的な面や言語障害に起因する要因と、今後の目標が確定できていない状況にあると判断し、職業的リハをしながら、長期目標を一緒に話し合っていきたいという希望を伝え、印刷科での訓練が開始されることとなった。

3 ヶ月後の中間評価時には、筆者は、本人と数度の面接により、復職し自宅で子どもを引き取り一緒に暮らしたいという希望を確認し、その目標に向け、援助していくことを提案。職業的リハ部門では、能力的にみて、就労レベルにはないが、当面は継続訓練するという見解。

6 ヶ月後、医学的リハビリの結果、体力・持久力の向上がみられ始めたため、筆者は、I 電業(株)を本人と訪問し、総務部長と話し合う。総務部長の話としては、「エレベーター設置の現場復帰は無理でも、現場との電話連絡やワープロで社内文書の清書ができれば、基本的には長年真面目に働いてきた人なので復職させたいという気持ち」とのこと。今後は現場での復職実習などお互いに協力して取り組むことを確認。この結果を受けて、職業的リハはワープロ訓練中心に実施し、医学的リハビリ部門では、バス乗降訓練を PT が開始。何回かのシミュレーションを経たのち、I 電業(株)で 1 週間実習。朝は、

ラッシュ時にあたり座席を確保できないため施設職員が交代で自動車にて送る。帰りはバスを利用。

自宅からの通勤に備え、オートマチック限定条件で期限切れ自動車免許復活を OT が実施。10ヵ月後、児童養護施設・児童相談所と協議。「子どもたちも一緒に暮らしたいと希望しているが、家事の負担がかかりすぎないか心配」という見解。児童養護施設長や担任が、今後、試験的に生活してもらい、その状況を見ることを提案。自動車改造費助成金制度を活用し、改造済み自動車が納車される。自宅での生活を想定し、子どもたちに家事の負担がかかりすぎないように、OT と栄養士による調理訓練開始。

11ヵ月後、自宅で子どもたちと試験的に生活し、昼間は I 電業(株)で実習する。状況把握のため、職業的リハビリスタッフと筆者が、I 電業(株)訪問。社長、総務部長、業務推進部長、現場作業員数名と協議。結局ワープロは、言語障害のため実用レベルに到達しなかったが、これまでの現場経験や知識は保持されていたので、それらが生きる現場教育担当者として復職となる。さらに、筆者は、児童養護施設長、担任、児童相談所担当主事と家庭訪問。仕事も勤め戻りつつあり、生活も家族全員で協力しあいながらやっている様子が伺え、子どもたちも正式に児童養護施設から措置解除となる。

1年後、復職したとはいえ、安定するまで必要な場合に援助が可能なように、熊本市福祉事務所と交渉し延長していた当施設での措置も解除。退所式に親子揃って笑顔で出席。

1年半後、自宅近くのスーパーで、I 電業(株)の制服を着たまの本人と子どもたちが一緒に夕食の買物をしているところに、筆者がたまたま出会う。表情も生き生きとしており、交わす言葉の端々にも、家庭人、職業人としての居場所を取り戻した落ち着きと自信が伺えた。

5. 事例の分析と能力概念

この事例は、経過だけ追っていくと、順調に援助が終結したケースのように思われるかもしれない。しかし、当時はN・Oさんの障害レベルでは、復

職を含めた一般雇用は困難であり、保護的就労レベルと見なされていた。このような意味で、極めて稀有なケースであった。肢体不自由者更生施設利用開始時における状況は、将来に対する具体的な目標をもって、本人が施設を選択したのではなかった。むしろ、T病院のMSWの判断による受動的なものであった。

パールマンの「ワーカビリティ」概念によって、利用開始時における評価をすれば、以下のとおりであったらう。①「障害」者となったことに対する絶望感やあきらめが先行し、将来の目標を考えていく段階には至っていない、したがって、モチベーション、「志向性」の不足。②対人関係における、言語障害に起因する「伝達能力」の低下。③長期入院による体力・持久力の低下。

これらの評価は、本人の復職したいという希望が明確化された後も、希望する目標達成可能性への疑問、援助の有効性への疑問の根拠となった。施設スタッフのなかには、もっと「現実的」な目標を設定するほうが、本人にとっても負担が軽減されるのではないかという意見もあった。筆者も、本人の希望する目標が達成されるという確信があったわけではなく、次善の策や、援助の長期化を想定していたことを認めざるを得ない。

にもかかわらず、本人の希望する目標に向け、施設スタッフが連携しながら援助していくことになったのは、「自己決定の尊重」理念が、価値観として共有されていたからであった。しかしながら、自家用車による通勤途上で、けいれん発作が生じるリスク、一般企業で通常勤務時間での仕事が、本人に過重な心身的ストレスを生じさせるのではないかというリスク、さらには職業生活に加え日常生活を継続的に営むことが、本人に大きな負担になるのではないかというリスクなど、予想されることが多々あったため、援助の展開過程において、本人の自己決定によって設定された目標を貫徹するのか、あるいは変更するべきなのか、筆者も含め、揺れ動いていたのも事実であった。

このような経緯は、障害に起因する「能力」の制限というマイナス面へのみ目を向けていた結果であった。こうした視点からは、この事例は、様々な

幸運に恵まれ、個人レベルでの「能力」から予想される以上の結果が生じた例外的なものであるという見方しか生じない。と同時に、個人レベルでの「能力」に応じた生き方を、「専門家」という立場から強制する発想に容易に繋がっていく危険性を孕むものであった。

この事例において、本人の希望する目標が達成されたのは、諸環境(家族・職場・関係機関)が、「福祉環境」として「応答性」を潜在的に有していたからである。復帰先の職場は、ワープロによる社内文書の清書という当初に配置転換先として検討された既存の職種への本人の適応性によって、復職の可否を判断するのではなく、本人の経験と知識を活かせる現場教育担当という新しいポジションを開発した。このことによって、復職後の本人に対するストレスや不安は、慣れない事務作業に従事した場合に比べ、大幅に軽減されることとなった。家族に関しても、子どもたちが、父親の復職に関して支持的で、児童養護施設や児童相談所の調整を経て、発症前の生活拠点と一緒に生活を送ることとなり、その結果、本人の生活の精神的な側面を含めた安定が図られた。

と同時に、これらの諸環境が個人のウェルビーイング実現のためのニーズに応答することによって、諸環境そのものも変容したという点が着目される。諸環境が、一方的に個人を支えるという図式を描くだけでは不十分なのであって、個人が環境に与える作用を把握しておく必要がある。このような視点に立てば、既存の環境が提供しうる限られた社会資源を、いかに個人に分配するかという議論のみに拘泥する必要はなくなる。環境を可変的なものとして捉えれば、環境の「応答性」を増大させることによって、提供しうる社会資源の質や量を高めることが可能だからである。

6. 能力評価の視点

以上、本論で、排除や制限の論理に陥りやすい個人レベルの属性としての「能力」概念と、自ら構想する生き方実現のために環境に働きかける力としての能力概念を比較し、検討してきた。後者の能力概念は、環境との関係にお

いて可変的であり、諸個人のウェルビーイングを普遍的に実現していくための視点を提供する。さらに、環境の「応答性」を高めるような介入によって、環境との間の「適合」を図り、個々人のウェルビーイング実現を目指していく思想を導くものである。個人と環境は、一つのシステム系であり、個人のみを環境から切り離し論じること、さらに環境から切り離された個人の能力を論じることが、生産的な観点を提供しないと筆者は考える。

そこで問題となるのは、環境の「応答性」を、どのように評価していくかである。個人が望ましいと思う生き方の構想を実現し、ウェルビーイングを実現するためのニーズを充足させる資源を、どの程度提供しうるかの評価が、「応答性」の指標となる。したがって、資源 (resource・commodity・chance) の絶対量だけで判断することはできない。

まず、各個人の望ましいと考える生き方の構想実現に必要な資源の特定と必要量が考慮される必要がある。また、例え同じ生き方の構想を持っている個人間で比較した場合、個人の置かれている状況によって、より多くの資源を必要とする場合も想定される。したがって、個人の望む生き方の構想と、その個人の置かれている状況の2つのパラメーターが、「応答性」を評価する際に、組み込まれている必要がある。

さらに、環境の「応答性」が、①顕在化している、②潜在している、③存在していないという3つの状況が想定される。また、ある個人が、環境が提供する①資源から排除・隔離されていないか、②資源の利用に際して制限を受けていないか、③資源を利用する機会が開かれているか、④資源を有効に利用しうるかが、介入を検討する上で、評価すべき項目となる。これらの項目の評価によって、現在から未来に向けて、その個人のウェルビーイング実現の可能性を示すことができる。福祉利用者の能力評価とは、この可能性の評価であると筆者は考えるものである⁽⁷⁾。

最後に、本論の「はじめに」で引用した介護保険法の条文は、極めて注意深く読むことが必要であることを指摘しておきたい。まず、個人の有する「能力」が前提とされ、その「能力」に応じた自立のあり方を考えるという条文

の流れをみる限り、本論で問題にしてきた個人レベルでの「能力」概念に極めて類似している。「はじめに」で断っておいたように、行政処分としての措置から、福祉利用者の自己選択・自己決定による契約への移行という点で評価するものであるが、個人的属性としての「能力」概念によって、介護保険法に基づくサービス享受の諸個人における不平等を正当化されないようにチェックしていく必要があると、筆者は考える。

筆者の視点からいえば、介護保険制度が、個人のウェルビーイング実現に向けて「応答性」を有する程度によって、その個人の能力は変動することになる。重要なことは、介護保険制度が提供するサービスを前提とし、この前提から福祉利用者の「能力」を評価するという「選別」的で硬直化した制度になっていくことを回避することである。そして、問題点の改善や、弾力的な運営などによって、介護保険制度を「福祉環境」の中心的制度として、福祉利用者への「応答性」を高めるようなものとしていくことが、これからの日本におけるソーシャルワークの大きな目的の一つであると筆者は考える。

注

- (1) Perlman (1957)。
- (2) Mill(1859)。同著でミルは、「自己決定権」の成立条件の一つとして「諸能力 (faculties)」を備えていることを挙げている。「諸能力」を形成するのは、判断する際の、周囲の状況を見て取るための「観察力 (observation)」、判断結果を予測するための「推理力 (reasoning)」と「判断力 (judgment)」、決断を下すに必要な材料を蒐集するための「活動力 (activity)」、決断を下すための「識別力 (discrimination)」、下した決定を貫き通す「決意の堅さ (firmness)」と「自制心 (self-control)」という下位能力概念である。
- (3) Biestek (1957)。
- (4) Mill(1859)。同著でミルは、「諸能力」を有している人が、自らの利益

(benefit)を追求するため行為に対して、誤っている、あるいはリスクを伴うことが予想される場合でも、差し控えるよう強制することは、決して正当ではありえない、と述べている。個人の行為において、結果的に犯す過ちより、自発的に為したことの意義の方が大きく、そのことにより、個人の「諸能力」が促進されると、ミルは考えていた。バイステックの「自己決定の尊重」概念は、ミルの理論構造に基づいたものであるといえる。

- (5) 宮本和彦 (1996)。
- (6) Germain (1979), Gitterman (1996)。なお、「生活モデル」を紹介し、考察した基本的論文として小島蓉子 (1992) 小松源助 (1993) を参照。なお、「生活モデル」の最近の内外での研究、その射程範囲やソーシャルケースワーク論における現時的に提供しうるツール、また限界性などについては、詳細に検討する必要があるが、今後の課題として、自らに課しておきたい。
- (7) このような視点は、A.センの「潜在能力 (capability) アプローチ」に近いものであり、筆者はソーシャルケースワーク論に、この「潜在能力 (capability) アプローチ」を導入することが大きな理論的発展をもたらすと考えているが、拙論で不十分ながらも既に考察したので、本論では省略する。中村 (2000)。

参考文献

- Biestek F.P. (1957), *The Casework Relationship*, Loyola University Press, 1957, (邦訳『ケースワークの原則<新訳版>』尾崎新他訳、誠信書房、1996)
- Germain C.B. (1979), 'Ecology and Social Work', in *Social Work Practice People and Environments* edited by C.B.Germain, Columbia University Press, 1979
- Gitterman A (1996), 'Life Model Theory and Social Work Treatment', in *Social Work Treatment* edited by F.J.Turner, 4th edition (邦訳「ライフ

- モデル理論」小高恵子訳、所収『ソーシャルワーク・トリートメント』米本秀仁監訳、中央法規、1999)
- Mill J.S. (1859), *On Liberty*, Penguin Classics, 1985, (邦訳『自由論』塩尻公明他訳、岩波文庫、1971)
- Perlman H.H. (1957), *Problem-solving Process*, The University of Chicago press, 1957, (邦訳『ソーシャル・ケースワークー問題解決の過程ー』、松本武子訳、全国社会福祉協議会、1967)
- 小島蓉子 (1992)、「実践における生態学とは何か」、所収『エコロジカルソーシャルワークーカレル・ジャーメイン名論文集』小島蓉子編訳、学苑社。
- 小松源助(1993)、「社会福祉実践におけるパラダイム転換の動向ー生態-システム論的視点を中心にしてー」、所収『ソーシャルワーク理論の歴史と展開』、川島書店。
- 中村俊也 (2000)、「福祉 (well-being) 概念における『自己決定の尊重』理念の検討」、『社会関係研究』第7巻第1号、熊本学園大学社会関係学会。
- 宮本和彦 (1996)、「ケースワークの歴史」、所収『ソーシャル・ケースワークー対人援助の臨床福祉学』足立勲、佐藤俊一、平岡蕃共編、中央法規出版。